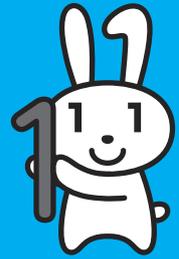


平成27年10月
スタート



マスコットキャラクター
「マイナちゃん」

もっと便利に暮らしやすく

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)

マイナンバーとは？

平成27年10月から住民票を有する全ての人に付与される「12桁の個人番号」のことです。

※外国籍でも日本に住み票がある人は対象になります。

※法人には法人番号が通知されます。

マイナンバー制度の導入目的は？

複数の機関に存在する個人情報や同一人の情報であることを確認できることで、行政の効率化を図り、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤です。



1 国民の利便性の向上

面倒な手続きが簡単に！

行政手続きをする際、添付書類などを削減できるため国民の負担軽減が図られます。

2 行政の効率化

手続きが正確で早くなる！

行政機関内での情報連携などが図られ、作業重複などの無駄な作業が削減されます。

3 公平・公正な社会の実現

給付金などの不正受給の防止！

所得やサービス受給状況なども把握しやすくなるため、きめ細かな支援や不正な受給の防止なども行えます。

税

税務署などに提出する書類への記載

社会保障

年金 医療保険 介護保険 生活保護 児童手当など

災害対策

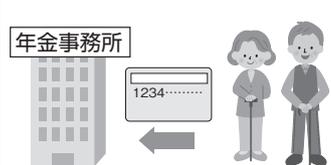
防災・災害対策に関する役所関係の事務

次のような場面で使います

毎年6月の児童手当の現況届の際に市町村にマイナンバーを提示します。



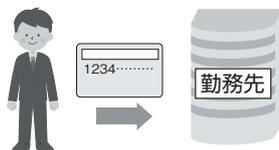
厚生年金の裁定請求の際に年金事務所にマイナンバーを提示します。



証券会社や保険会社などにマイナンバーを提示し、法定調書などに記載します。



勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票などに記載します。



マイナンバーはどのように使われる？

国の行政機関や地方公共団体において、社会保障・税・災害対策分野の中で法律に定められた行政手続きに使用されます。このため、市民の皆様には、年金や医療保険、児童手当や確定申告などの各種申請などの手続きにおいてマイナンバーの記載が求められます。

今後のスケジュールは？

平成27年10月から

皆さんのお手元に通知カード(マイナンバー)を通知するためのカード(マイナンバー)が届きます。
 ※通知カードは、住民票の住所に届きます。
 ※住民票の住所と異なるところにお住まいの人は、お住まいの市町村へ住民票の移動をお願いします。

平成28年1月から

各行政手続きでマイナンバーの使用が開始されます。
 ※申請者には、個人番号カードを交付します。

個人情報の管理は大丈夫？

個人情報を安心・安全にご利用いただくため、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための措置を講じています。

制度面の保護措置

制度面では、法律に規定のあるものを除いて、マイナンバーを含む個人情報の収集や保管を禁止しています。また、特定個人情報保護委員会という第三者機関により、マイナンバーが適切に管理されているか監視・監督を行います。

システム面の保護措置

システム面では、個人情報を機密ごとに分散管理したり、システムへアクセスできる人の制限や通信の暗号化などの措置を行います。



個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として使える他、さまざまなサービスに利用できます。

■マイナンバー制度に関するお問い合わせ

マイナンバー
0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル)

平日9時30分～17時30分
 (土日祝日・年末年始を除く)

*一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405 におかけください。
 *ナビダイヤルは通話料がかかります。
 *外国語対応は 0570-20-0291 におかけください。

URL : <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

第43回高萩市長杯争奪軟式野球大会組合せ表

9月6日～9月27日 雨天順延

